

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 4 号

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限の委任等に関する規則（平成24年佐賀県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委任）</p> <p>第 2 条 教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる権限（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務の権限を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、くらし環境本部文化・スポーツ部長に委任する。</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき教育委員会が行う事務に関する権限（同法第 9 条の 3 第 2 項に規定する事務の権限を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第 2 条 教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる権限（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務の権限を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、くらし環境本部文化・スポーツ部長に委任する。</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき教育委員会が行う事務に関する権限（同法第 9 条の 3 第 2 項に規定する事務及び主として学校教育に関する支援を行っている団体に関する事務の権限を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。